



政府統計
統計法に基づく国の
統計調査です。
調査票情報の秘密の
保護に万全を期します。

喫煙環境に関する実態調査 【不動産管理事業者票】

ID	
パスワード	

※おそれいりますが、左記法人の名称、所在地、法人番号（国税庁から指定された13桁）に変更等がありましたら朱書きにて訂正・加筆をお願いします。また、空欄の場合はご記入をお願い申し上げます。

法人番号	
------	--

※ 本調査は、上記のID、パスワードにて、調査専用ホームページ（<https://kitsuenkankyo.jp>）でのオンライン回答もしくは、ダウンロードしたエクセルファイルにデータを入力し、ファイルをアップロードする方法でもご回答いただけます。

記入ご担当者

担当部署		担当者名		電話番号	-	-
------	--	------	--	------	---	---

※ 調査票の記入内容について、照会させていただく場合がございますので、記入担当者の氏名、ご連絡先のご回答をお願いします。

問1 貴社では商業用不動産（オフィス）の管理を行っていますか。当てはまるものを1つご回答ください。

1. 管理している	<input type="checkbox"/>
2. 管理していない	<input checked="" type="checkbox"/>

調査は以上で終了です

問2 貴社について、該当する番号に1つだけ○をつけてください。

1. 大企業(資本金の額又は出資の総額が3億円超かつ常時使用する従業員の数が300人超の会社)	<input type="checkbox"/>
2. 中小企業(資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社)	<input type="checkbox"/>
3. 個人事業者	<input type="checkbox"/>
4. 会社以外の法人	<input type="checkbox"/>

問3 貴社で管理している商業用不動産（オフィス）の施設数をご回答ください。

施設	
----	--

裏面にも設問があります。

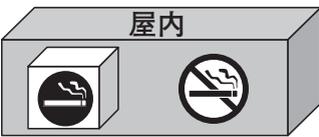
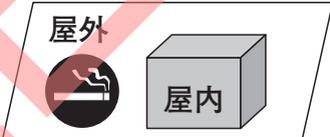
問4 貴社で管理している商業用不動産（オフィス）の共用部分の喫煙環境について、①屋内（共用部）、②屋外それぞれに該当する商業用不動産（オフィス）数をご回答ください。

	商業用不動産（オフィス）	
	①屋内（共用部）	②屋外
(1) 全面禁煙	施設	施設
(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可	施設	施設
(3) 全面喫煙可	施設	施設

問5をご回答ください

※屋上やテラスは屋外としてご回答ください

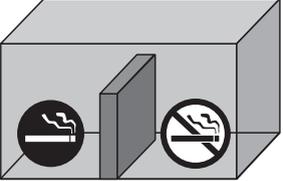
参考

屋内の喫煙環境の例		屋外の喫煙環境の例	
例1) 屋内全面禁煙 	例2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 	例3) 屋外全面禁煙 	例4) 一部の場所または一部の時間で喫煙可 
商業用不動産（オフィス）屋内の共用部全体を禁煙としている。	共用部の一部に喫煙可能な部屋（喫煙専用室、喫煙室）や喫煙可能な場所（喫煙コーナー）を設けている。	商業用不動産（オフィス）屋外（所有、管理区域のみ）全体を禁煙にしている。	商業用不動産（オフィス）の共用部の一部に喫煙可能な場所（喫煙所、喫煙コーナー）を設けている。

問5 問4①屋内（共用部）の喫煙環境について、「(2) 一部の場所または一部の時間で喫煙可」に商業用不動産（オフィス）数をご回答いただいた方のみにおうかがいします。貴社で管理している商業用不動産（オフィス）の共用部分の状況について、状況別に該当する商業用不動産（オフィス）数をご回答ください。

	商業用不動産（オフィス）
(1) 喫煙のみを行う部屋の設置（床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る）	施設
(2) 喫煙のほか、飲食や会議等もできる部屋の設置（床から天井まで壁等で空間が分けられた部屋に限る）	施設
(3) 喫煙場所の設定（上記(1)、(2)以外の壁等により空間的に分けられていない喫煙コーナー、喫煙エリア等）	施設
(4) 一部の時間だけ喫煙可 （例：11時～14時は全面禁煙だが、それ以外の営業時間は全面喫煙可）	施設
(5) その他の方法で実施	施設

※参考 喫煙場所の設定の例

	喫煙場所と禁煙場所に区切り（ついでに、カーテン、植栽）があるが、喫煙場所から禁煙場所に煙が流れる（上部に隙間あり）状態である。
---	---

調査は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。